

千葉県住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則

平成二十九年十月二十四日

規則第四十三号

千葉県住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則

(趣旨)

第一条 この規則は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第十三条の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所)

第二条 登録簿の閲覧所（以下「閲覧所」という。）は、千葉県県土整備部都市整備局住宅課内に置く。

(閲覧の日時)

第三条 登録簿の閲覧日は、次の各号に掲げる日以外の日とする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 登録簿の閲覧時間は、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。

3 知事は、前各項の規定にかかわらず、登録簿の整理その他の理由により、閲覧を停止することができる。この場合において、知事は、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。

(閲覧手続)

第四条 登録簿を閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）は、閲覧者票に住所及び氏名を記入しなければならない。

(登録簿の持出しの禁止)

第五条 閲覧者は、登録簿を閲覧所以外の場所へ持ち出してはならない。

(閲覧の拒否等)

第六条 知事は、職員の指示に従わない者又は登録簿を汚損し、若しくは毀損するおそれがあると認めた者に対しては、登録簿の閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

附 則

この規則は、平成二十九年十月二十五日から施行する。